

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	那珂川町

那珂川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課
所在地 那須郡那珂川町馬頭 5 5 5 番地
電話番号 0 2 8 7 - 9 2 - 1 1 1 3
F A X 番号 0 2 8 7 - 9 2 - 3 0 8 1
メールアドレス nourin@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）、カワウ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	那珂川町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（a）	被害金額（千円）
イノシシ	稲、野菜類、果菜類、イモ類	116	2,675
ハクビシン	野菜類、果菜類	14	1,154
カラス類	野菜類、豆類	2	38

(2) 被害の傾向

イノシシについては、町内のほぼ全域に生息しており、年間を通して被害が発生している。稲、野菜、豆類等の農作物の被害だけでなく、水路や農地法面なども荒らされるなど深刻な被害を発生させている。

ハクビシンについては、町内全域に生息し、野菜や果樹などの農作物被害のほか家屋侵入等の生活被害も報告されている。

アライグマについては、被害報告はないが交通事故死した死体が回収され町内への侵入が確認されている。県内他市町の動向を見極めつつ監視体制を強化する必要があると思われる。

カラス類、カルガモ及びサギ類は町内の全域に生息しており、稲の播種期から定植期にかけて被害が多い。

カワウについては、天然の鮎や放流した稚魚などの川魚の捕食被害が発生している。

ニホンザルについては、群れから離れた個体による人身被害や生活被害が懸念される。

ニホンジカについては、町内での被害や目撃は確認されていないが、八溝山系へ生息域が拡大していることから、侵入、定着が懸念される。

ツキノワグマについては、町内での被害や目撃は確認されていないが、近隣市町では出没・捕獲した事例があり、出没の際は人身被害や生活被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）
イノシシ	116	2,675	104	2,408
ハクビシン	14	1,154	12	1,039
カラス類	2	38	1.8	34

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ、ハクビシン、アライグマは、捕獲従事者による有害捕獲を町内全域において通年で実施。</p> <p>ハクビシン、アライグマについては、一般の被害者に対し箱罠の貸し出しを実施し捕獲を促進。</p> <p>カラス類、カルガモ、サギ類は稲の定植期に有害捕獲を実施。</p> <p>漁業協同組合が交付するカワウ捕獲報奨金に対し、町で上乘せを実施。</p> <p>狩猟免許取得及び狩猟登録補助金を交付。</p>	<p>町内の捕獲従事者（資格取得者）の高齢化が進んでいるため、捕獲の担い手確保や育成の支援を継続して行う必要がある。</p>
防護柵の設置	<p>電気柵を設置する農家（個人）へ補助金制度として獣害防止</p>	<p>補助金を利用し個人での設置は進んでいるが、集落ぐるみの取り</p>

等に関する取組	電気柵導入支援事業を実施。	組みはまだ少なく面的な整備は進んでいない。
生息環境管理その他の取組	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯の整備・管理を実施。	里山林未整備地域への有害鳥獣の侵入が懸念される。

(5) 今後の取組方針

地域、行政、農林水産業団体、猟友会が連携し対策にあたる。引き続き捕獲の担い手の確保のための支援をするとともに、育成を促進する。防護柵の設置をさらに推進し、獣害対策の研修会を開催するなどして鳥獣被害者自らが対策を行えるよう支援していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、町内全域で捕獲従事者による有害捕獲を実施している。

ハクビシン・アライグマについては、上記の捕獲に加え、農作物被害や住宅侵入被害の発生した農家等から申請があった場合には捕獲許可を行っている。希望者には町所有の小型箱罠を無償で貸し出し、捕獲の支援を実施している。

カラス類・カルガモ・サギ類については、猟友会南那須支部馬頭分会・小川分会に一斉捕獲を委託している。

カワウについては、栃木県、漁業協同組合と連携し、栃木県の管理指針に基づき生息数に応じた管理を基本としていく。

ニホンザルについては、稀に群れから離れた個体が町内に出没している。人身被害や生活被害が懸念されるため、関係機関で情報を共有・連携して追い払いを基本とするが、場合によっては駆除・捕獲を実施する。

ニホンジカについては、町内での被害や目撃は確認されていないが、八溝山系へ生息域が拡大していることから、出没が確認された場合は捕獲等を行い、その定着を防止する。

ツキノワグマについては、町内での目撃事例はないが近隣市町では出没、捕獲した事例がある。出没の際は人身被害や生活被害が懸念されるため、

関係機関で情報を共有・連携して追い払いを基本とするが、場合によっては駆除・捕獲を実施する。

なお、上記の捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障を及ぼさないように配慮する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	捕獲機材の購入
令和6年度		獣害対策研修会の開催
令和7年度		狩猟免許取得・狩猟登録補助金

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシは、捕獲数が豚熱感染拡大以前の令和2年9月時点に比べ令和3年度は20%、令和4年度は70%減少となった。これは豚熱による生息数の減少と考えられる。しかし豚熱収束後には生息数の増加が見込まれることから捕獲数は豚熱の感染拡大以前を踏まえ、年50頭増の捕獲を計画する。</p> <p>ハクビシンによる農作物、住宅侵入被害は通年で発生している。今後の被害拡大を防ぐため、一定数の捕獲を検討する。なお、アライグマが加害獣となっている可能性もあるため、捕獲許可はアライグマも併せて発出する。</p> <p>カラス類の捕獲実績数は横ばい傾向だが、農林水産物に加え住宅区域への被害も懸念されることからこれまでの実績を踏まえ、一定数の捕獲を計画する。</p> <p>カルガモの捕獲実績数はほぼ横ばいであるため、町内の生息数も横ばいであると考えられる。よってカルガモは、これまでの実績を踏まえ一定数の捕獲を計画する。</p> <p>サギ類による農作物被害が報告されるようになり、被害が拡大する前に防除対策を講じる必要があるため、一定数の捕獲を計画する。</p> <p>カワウについては、今後も農林水産物被害が発生する恐れがあり、被害が発生する前に防除対策を講じる必要があるため、一定数の捕獲を計画する。ただし、栃木県カワウ管理指針による捕獲数を超えないものとする。</p> <p>ニホンザルについては、ハナレザルが稀に確認されるため、5頭とした。</p>

ニホンジカについては、八溝山系への生息域の拡大が懸念されていることから5頭とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	350頭	400頭	450頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス類	150羽	150羽	150羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽
サギ類	150羽	150羽	150羽
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容

イノシシ、ハクビシン、アライグマについては、町内全域を対象に捕獲従事者による銃器及び罠の有害捕獲を通年で実施する。

ハクビシン、アライグマについては、被害を受けている者が必要に応じて、自己所有もしくは町所有の無償貸し出しの小型箱罠を用いて捕獲を行う。

カラス類、カルガモ、サギ類については、町内全域を対象に一斉捕獲実施期間及び区域を考慮しながら適切な方法により捕獲する。

ニホンジカについては、町内での被害や目撃は確認されていないが、八溝山系への生息域の拡大していることから、出没が確認された場合は捕獲等を行う。

ニホンザル、ツキノワグマについては、住宅地への侵入を防ぐため追い払い対策を基本とするが、人身被害等が懸念される場合は、栃木県、那珂川警察署、猟友会等関係機関に協力を仰ぎ、適切な方法による捕獲、駆除を行う。

カワウについては、関係機関と十分に連携を図って対応を行っていく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシ等中大型獣の捕獲の際に、安全かつ速やかに止め刺しを行うためラ

イフル銃を使用する必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
那珂川町全域	許可権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

年度	対象鳥獣	整備内容
令和5年度	イノシシ	農業者に那珂川町農作物等鳥獣被害防止対策事業を活用していただき電気柵の設置を促進する。
令和6年度		
令和7年度		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

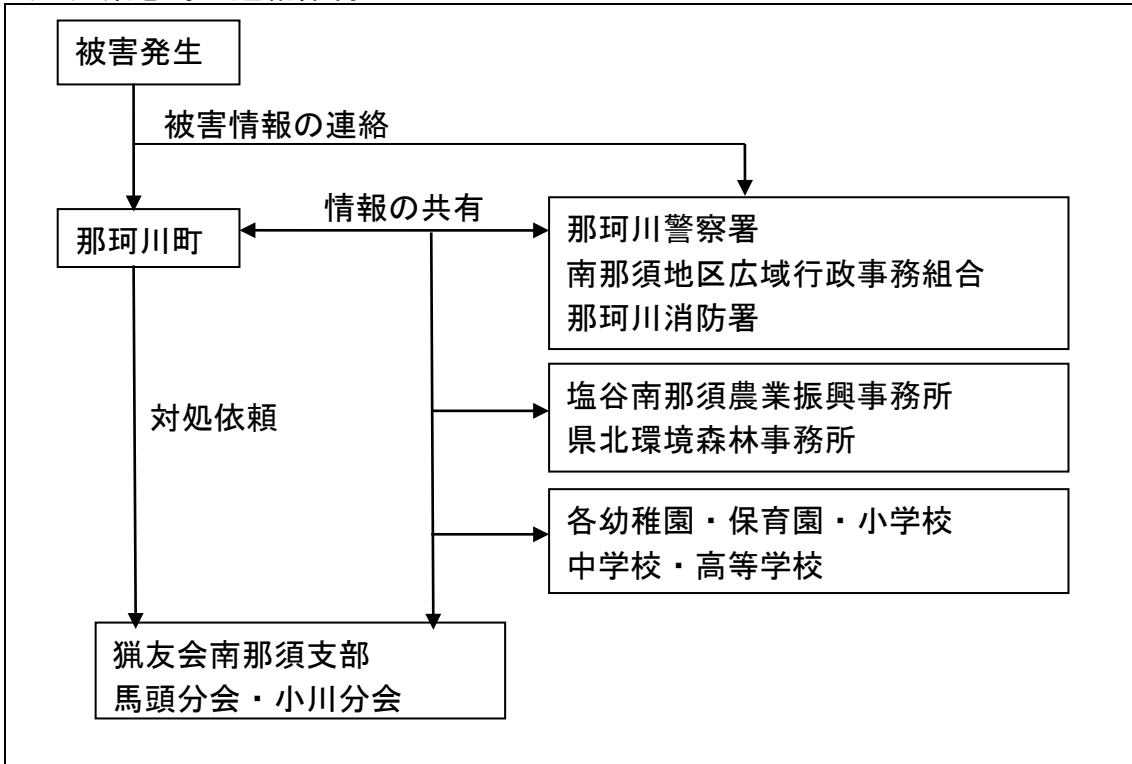
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による緩衝帯の整備、管理
令和6年度		
令和7年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
那珂川警察署	住民の安全確保、指導、被害情報収集
猟友会南那須支部馬頭分会	鳥獣の捕獲・駆除
猟友会南那須支部小川分会	鳥獣の捕獲・駆除
塩谷南那須農業振興事務所	鳥獣被害防止に関する助言、指導、情報提供
県北環境森林事務所	鳥獣被害防止に関する助言、指導、情報提供
那珂川町	被害情報収集 鳥獣被害防止に関する助言、指導、情報提供 関係機関との連絡、調整

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在豚熱感染拡大のため那珂川町イノシシ肉加工施設において当町含む八溝山系市町の捕獲イノシシの搬入受け入れは実施していない。
 豚熱が収束し受け入れが再開となった際は、那珂川町イノシシ肉加工施設条例施行規則に定められた条件を満たした個体を那珂川町イノシシ肉加工施設へ搬入することとする。同施設へ搬入されない個体については、自家消費を自粛するとともに、生態系に影響を与えない適切な方法で埋設処分する。
 ハクビシン・鳥類は、捕獲者が殺処分した後、生態系に影響を与えない適切な方法で焼却、埋設処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	那珂川町イノシシ肉加工施設が再開した場合は、栃木県と連携し、全頭放射能検査を行い、基準値を下回った個体のみ食用に加工し出荷販売する。また、搬入された個体は食品衛生法及び同法施行条例に基づき処理を行う。
----	--

(2) 処理加工施設の取組

那珂川町イノシシ肉加工施設へ搬入されたイノシシは、栃木県と連携し、全頭放射能検査を行い、基準値を下回った個体のみを食用に加工し出荷販売する。また、搬入された個体は食品衛生法及び同法施行条例に基づき処理を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

那珂川町鳥獣害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割
中山間直接支払制度推進協議会	農林業作物被害の情報提供
和見村おこし協議会	農林業作物被害の情報提供
栃木県農業共済組合 那須南支所	農作物被害及び対策の情報提供
猟友会南那須支部 馬頭分会	捕獲等の実施
猟友会南那須支部 小川分会	捕獲等の実施
那須南森林組合	林業被害の情報提供
塩谷南那須農業振興事務所	被害対策の指導及び情報提供
県北環境森林事務所	被害対策の指導及び情報提供
那珂川町	事務局及び協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北地域鳥獣被害対策連絡会議	県北地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策
茨城栃木鳥獣被害広域対策協議会	茨城・栃木両県の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策
県東二ホンジカ対策協議会	県東地域における二ホンジカの出現情報、生息域拡大防止、広域的な被害対策

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシについては、町内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。